

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う 地区計画の変更（原案）について

1 種類・名称（告示日）

東京都市計画防災街区整備地区計画

南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画（平成12年 2月21日）

東京都市計画地区計画 南台四丁目地区地区計画（平成11年10月28日）

2 変更理由

上記2地区の地区計画では、地区整備計画に定める建築物の用途の制限において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下、「風営法」という。）第2条第1項に示された風俗営業の一部を規制している区域がある。

ナイトクラブ及びダンスホールにおける規制について、ダンスをめぐる国民の意識の変化や風紀等の面で支障が生じる蓋然性が弱まったことなどにに基づき、平成27年6月24日に風営法の一部が改正され（平成28年6月23日施行）、風営法第2条第1項各号について号ずれ等が生じた。

ついては、上記2地区の地区計画について、表記内容を今回の風営法の改正に合わせて整合させる必要があるため、所要の変更を行う。

3 風営法の改正概要・・・別紙1

風営法第2条第1項に規定する風俗営業から除外されるダンスホールやナイトクラブ（照度10ルクス超）等について、風営法改正の趣旨を踏まえて、地区計画に定める建築物の用途の制限においても対象外とする。

4 地区計画の変更（原案）

風営法第2条第1項各号に規定する風俗営業について、統合や削除により号ずれが生じるため、風営法改正後の規定に合うよう、下記2地区の地区計画に定める建築物の用途の制限について規定の整備を行う。

・南台一・二丁目地区防災街区整備地区計画・・・別紙2-1

・南台四丁目地区地区計画・・・別紙2-2

5 これまでの主な経緯と今後の予定

2016年7月5日～7月19日 地区計画変更原案の公告・縦覧

～7月26日 意見書収集

9月上旬 地区計画変更案の公告・縦覧、意見書収集

10月中旬 中野区都市計画審議会（諮問）

10月下旬 都市計画決定・告示

